

第1回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会

資料一覧

- 1 次第
- 2 委員名簿
- 3 配席図
- 4 令和元年度～令和3年度 水道料金及び公共下水道使用料審議会
諮問書及び答申書（写し）
- 5 **資料1** 木津川市水道料金及び下水道使用料審議会全体スケジュール
- 6 **資料2** 公営企業会計・上下水道料金のしくみ
- 7 **資料3** 木津川市水道事業の概要について
- 8 **資料4** 木津川市公共下水道事業の概要について
- 9 諒問書（写し） ※休憩時に別途配付予定

当日配付

※ 事務局からの説明は、主に**資料1～4**を用います。

第1回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会

次 第

日時：令和6年8月5日 午後2時30分～
場所：上下水道部 2階 第1会議室

1 開会

2 委嘱状交付式

(委員の皆様に市長より委嘱状を交付、市長あいさつ)

3 自己紹介

(委員の皆様及び事務局による自己紹介)

4 会長及び副会長の選出

(会長及び副会長の選出について事務局から提案)

5 諒問書交付

(市長から諒問書交付)

6 休憩

7 審議事項

- (1) 審議会の全体スケジュール
- (2) 公営企業会計・上下水道料金のしくみ
- (3) 木津川市水道事業の概要について
- (4) 木津川市公共下水道事業の概要について

8 閉会

木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 委員名簿

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

区分	氏名	所属等
学識経験者	新川 達郎	同志社大学 名誉教授
学識経験者	山岡 ナオミ	税理士 税理士法人 経営ステーション京都
学識経験者	宮前 博子	技術士(衛生工学部門) 日立造船株式会社 環境事業本部 開発センター WSプロジェクトグループ
一般委員	福井 景一	国民健康保険山城病院組合 副管理者
一般委員	馬 泰子	木津川市社会福祉協議会 会長
一般委員	藤原 孝子	木津川市商工会 女性部部長
一般委員	藤本 寛	株式会社南都銀行 木津支店 支店長
一般委員	安永 朋功	タツタ電線株式会社 システム・エレクトロニクス事業本部 企画管理部 総務担当部長
一般委員	島野 均	地域長 木津川市地域長会 副会長
一般委員	鴛田 美幸	民生児童委員 木津川市木津西部民生児童委員協議会 会長
一般委員	坂本 秀雄	民生児童委員 木津川市加茂民生児童委員協議会 副会長
一般委員	小池 とも子	木津川市女性の会 副会長
公募委員	園田 仁志	
公募委員	津田 浩司	
公募委員	小島 健史郎	
	15名	

令和6年8月1日現在

第1回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 配席図

(宮前) 技術開発部 口発立 士ジセ造)エン船 クタ環 ト境 グW事 ルS業 水本 ブ処部 理	(山岡) 税理営理 士ス士)テ法 一人 シヨ ン京 都	(新川) 名同 譽志 教社 授大 委員)学 員	(福井) 組合 國民 健 康保 險山 城病 院
--	---	---	--



藤原 委員
(木津川市商工会
女性部部長)

藤本 委員
(南都銀行木津支店
支店長)

安永 委員
(タツタ電線システム・エレクトロニクス
事業本部 企画管理部 総務担当
部長)

園田 委員
(公募委員)

津田 委員
(公募委員)

小島 委員
(公募委員)

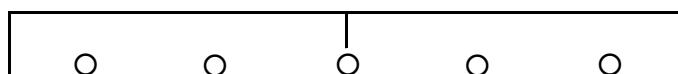
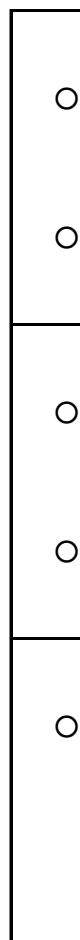
馬 委員
(木津川市社会福祉協議会
会長)

島野 委員
(地域長 木津川市地域長
会副会長)

鶴田 委員
(民生児童委員 木津川市
木津西部民生児童委員
協議会 会長)

坂本 委員
(民生児童委員 木津川市
加茂民生児童委員協議会
副会長)

小池 委員
(木津川市女性の会
副会長)



(木津川市長 谷口)	(上下水道部 福井部)	(上下水道部 杉田部)	(業務課長 桃井)
---------------	----------------	----------------	--------------



(業務課係長 宮寄)	(総括専門官 三宅)	(業務課主任 西置)	(業務課主任 石井)
---------------	---------------	---------------	---------------

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

| 出入口 |

| 出入口 |

業務課主任
福田

受付

令和元年度～令和3年度

水道料金及び公共下水道使用料審議会

諮詢書及び答申書

(写し)

1木水業第41号
1木下第121号
令和元年8月1日

木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会
会長 新川 達郎 様

木津川市長 河井 規子

水道料金及び公共下水道使用料について（諮問）

木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諒問事項

水道料金及び公共下水道使用料のあり方について

2 趣旨

水道事業は、「安心・安全な生活と快適な暮らしを支える水道」を基本理念として、安全で良質な水道水を安定供給できるよう努めてきたところですが、節水意識の高まりや生活様式の変化による給水収益の伸び悩みに加え、これまでに整備してきた施設が更新時期を迎えるなど、多くの課題を抱いています。

また、公共下水道事業では、公共水域の水質保全、生活環境の改善を目的に事業を進めていますが、水道事業と同様に使用料収益の伸び悩みや、多大な整備費用の償還など、課題が山積している厳しい経営状況にあって、更に施設の老朽化対策が必要になってきます。

今後、これらの諸課題に対応しながら、上下水道事業を安定的に継続するため、水道料金及び公共下水道使用料のあり方や経営基盤強化について、多角的な観点から貴審議会の意見を賜りたく諮問するものです。

令和3年7月26日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市水道料金及び公共下水道使用料
審議会 会長 新川 達郎

水道料金及び公共下水道使用料について（答申）

令和元年8月1日付け1木水業第41号、1木下第121号で諮問のあったことについては、慎重に審議した結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

記

水道及び公共下水道は、市民生活を支える重要な社会基盤であり、将来にわたって安定的に運営される必要がある。新型コロナウイルス感染症の流行により水需要が増加する可能性もあるが、今後の人口減少による収益の悪化をどの程度防ぐことができるのか現在のところ予測できない。したがって、水道事業及び公共下水道事業とも経営基盤強化の取組を不斷に進める必要がある。

1 水道料金のあり方について

- (1) 平成29年4月6日に答申した経営改善の方針を実行することで、令和元年度に黒字経営に転換した。施設更新による減価償却費の増加で令和7年度には再び赤字になると予想されるが、当面は安定した経営ができると見込まれるため、現行の水道料金体系を維持しつつ、さらなる経費の節減に努められたい。
- (2) 公衆衛生の向上に水道が欠かせないことや水質検査結果、水道水の安全性などを市民に積極的に周知し、水道料金が受益者負担の原則に則った独立採算制で運営する水道事業の主たる財源であることへの市民の理解を深め、給水収益が安定するように努められたい。

- (3) 水道水を安定して供給できるよう的確な漏水修繕及び老朽管の計画的な更新に努められたい。もって管路の耐震化及び有収率の向上を図り、特に有収率は第1段階の目標92%が達成された場合、第2段階の目標を95%とし、更なる向上に努められたい。
- (4) 山城浄水場の更新については、老朽化が進んでいることや耐震化を図る必要性があることから、現在の計画どおりに進めるべきであるが、当初の建設費や以後の運用・管理を含めた費用を最小限に抑えるとともに、国庫補助金や一般会計出資金を要望し、特定財源の確保に努められたい。また、災害に備えて電力引込線の二重化や非常用発電機の設置を検討されたい。
- (5) 今後の人ロ減少に伴う水需要の減少を踏まえた施設規模のダウンサイジングや優先する耐震化事業を考慮しながら、更新費用を平準化し、計画的な更新に取り組まれたい。
- (6) 観音寺浄水場の自己水を城山台へ送水することで、京都府営水道受水費の抑制が見込まれるため、送水に係る施設整備費と受水費を比較しながら検討を継続されたい。
- (7) 支出の大きな割合を占める京都府営水道の受水費については、単価の引き下げの要望を継続されたい。
- (8) 給水停止などによる滞納対策を行っているが、収納率をさらに向上するよう努められたい。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減などによる滞納については、十分配慮されたい。
- (9) 専門性の高い水道技術を保持し、緊急時、災害時に即時に対応できるように、水道職員の技術の向上と継承に取り組まれたい。
- (10) 広域化、広域連携について、将来にわたる水道事業の経営基盤を強化する一つの手段として検討されたい。

2 下水道使用料のあり方について

- (1) 公共下水道事業の経費には、地方財政法及び地方公営企業法により、性質上または政策上負担すべきでない経費を除き、使用料収入で賄うべきという「独立採算制の原則」や「雨水公費、汚水私費の負担区分の原則」が適用される。従って、使用者が負担すべきでない経費に対しては、一般会計からの基準内繰入金が認められている。

しかし、本市公共下水道事業（以下「本事業」という。）の経営状況は、経費回収率が基準内繰入後で83.5%と、類似団体平均値94.7%には

及ばず、独立採算制に必要な使用料収入を確保できておらず、一般会計からの基準外繰入金により汚水処理経費に対する収支均衡を保っている状況である。

将来にわたり安定的に独立採算による下水道事業を継続していくためには、適正な使用者負担を実現するための使用料改定が求められるところである。

(2) 適正な使用料については、下水道事業に対しては「 20 m^3 につき 3,000 円の使用料徴収を最低限の経営努力とすべき。」との国の方針が示されている。 1 m^3 あたりの汚水処理経費で 150 円を超える部分は公共用水域の水質保全や分流式下水道に要する経費として、一般会計の公費負担が認められているが、150 円以下の経費に対しては使用料で賄うことが経営努力として求められる。

従って、現行の本事業使用料単価は 125.18 円であるので、国の方針である単価 150 円まで引き上げることにより、経費回収率の改善を図ることが必要である。

(3) 使用料については受益者負担としての適切な改定が必要であるが、市民生活への影響も大きいので、本事業の現状や経営の将来見通し等も含め、十分な説明や周知の期間を要するべきである。また、その改定時期については、特に新型コロナウィルス感染症の今後の経過や影響を考慮しつつも、早期の経営安定化に向け、令和 4 年度中の実施を目指されたい。

(4) 社会情勢や経営環境の変化に応じた適切な使用料改定であることと同時に、将来にわたって安定的に事業を継続するため、これまで以上に経営改善・合理化を徹底し、対象経費を極力抑制することに努められたい。

(5) 公共下水道は、生活環境の改善や公共水域の保全といった市民生活に密着した施設であり、早期の整備が望まれている。令和元年度末時点での普及率は 93.1 % であり、未普及箇所の整備促進に努められたい。また、今後の整備に当たっては、地理的・社会的条件に応じた費用対効果を検証し、計画的・効率的に整備を行う最適化が重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえた効率的な整備に努められたい。

(6) 本市は、今後しばらく人口が増加する見込みであり、それに伴い使用料収入は増加すると予測されるが、全国的には人口は減少傾向であり、これに加え、節水機器の普及や節水意識の向上等により、次第に使用料収益は減少していくものと考えられる。

本事業の安定経営には安定した収益確保が必須であり、そのために水洗化率の向上対策が必要である。本市の水洗化率は令和元年度末時点で 94.

2 %であるが、既存市街地等では水洗化率の低い地域があり、未接続世帯に向けては更に丁寧な啓発を行うとともに、新たな制度の検討も含め水洗化を促進するよう取り組まれたい。

また、収納率の向上も重要な事業課題として積極的な徴収対策に取り組み、使用料収益の向上に努められたい。

- (7) 既存の下水道施設については今後の老朽化対策が懸案事項であり、施設・設備の更新投資費用が財政運営上に大きく影響すると見込まれる。平成29年度に効率的な更新投資を実現するため策定したストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化や事業量・投資の平準化を図り、安定的な経営に努められたい。
- (8) 府内下水道事業の広域化・共同化の推進は、業務の効率化や経費削減、また組織体制の強化などスケールメリットによる幅広い効果が期待できることから、地域の実情を見据えつつ、引き続き検討を進め経営の効率化に努められたい。

3 その他

上下水道事業の経営全般を確認し、水道料金及び公共下水道使用料のあり方を検証するため、新型コロナウィルス感染症の収束後、若しくは5年以内に審議会を開催されたい。

資料1

木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 全体スケジュール

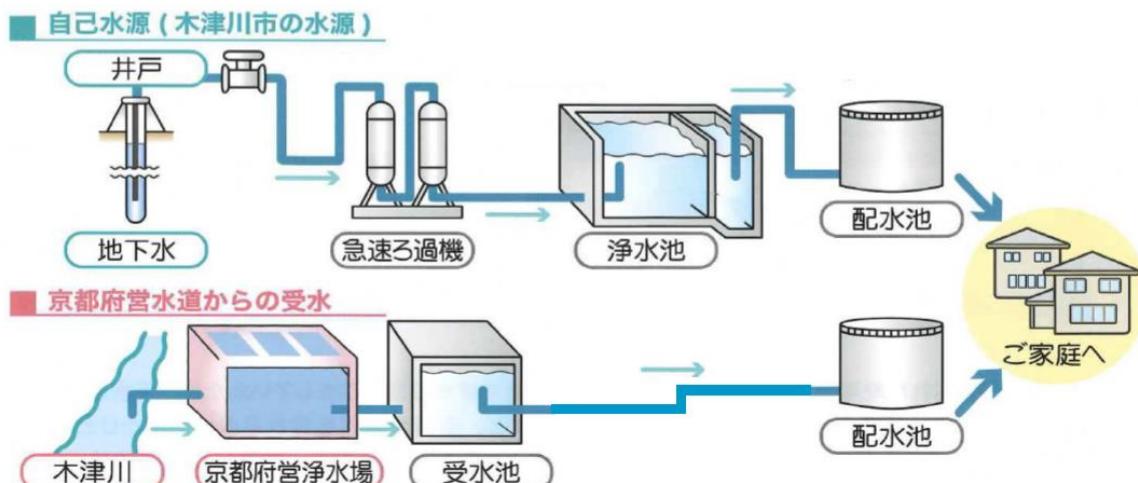
△	令和6年度							令和7年度												令和8年度					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
第1回	●上旬	・委嘱状交付・諮詢 ・事業概要の説明																							
第2回			●上旬	・令和5年度の水道事業会計・公共下水道事業会計の決算状況 ・水道事業 施設状況・整備計画 ・公共下水道事業 施設状況・整備計画																					
第3回					●上旬	・水道事業 経営戦略(投資・財政計画) ・公共下水道事業 経営戦略(投資・財政計画)																			
第4回						●上旬	・意見集約																		
第5回							●上旬	・答申(案)作成																	
第6回								●上旬	・答申(案)作成																
第7回									●	・答申															
予備期間										●													●		

上下水道事業会計・上下水道料金のしくみについて

1. 水道事業、公共下水道事業とは

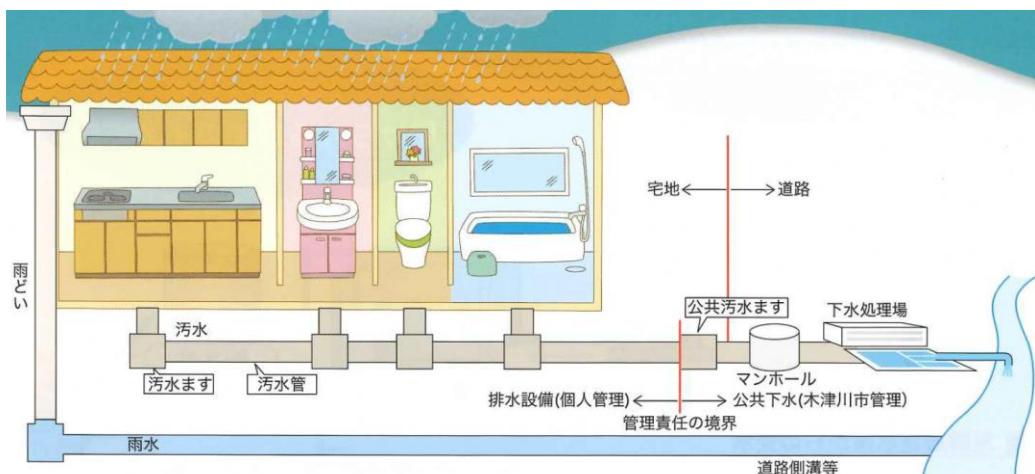
(1) 水道事業とは…

地下水や川などの水源から取水した水を水質に応じて浄水場でろ過などの処理を行い、消毒してから配水地に送水し、配水池から各家庭や事業所などに水道水を供給します。



(2) 下水道事業とは…

家庭の台所や風呂場、トイレなどから出る汚水や、事業所から出る汚水を下水道管により下水処理場に集め、浄化処理してきれいな水にして川に放流します。



2. 地方公営企業

水道事業・公共下水道事業は、地方公営企業法等に基づき、地方自治体が経営する地方公営企業です。

水道料金や公共下水道使用料等の収入をもとに経営を行っており、一般会計とは別に、事業ごとに特別会計を設け、独立採算の原則によって運営することが原則となっています。

ただし、地方公営企業には料金収入ではなく、税金によって負担するのが適切な経費もあります。

例えば、上水道に設置される消火栓や下水道の雨水排水管など公益上の必要性から発生する費用は、上下水道の利用者だけが負担することは適切でないため、一般会計から公営企業会計（上下水道事業）へ負担金、出資金として支出されています。

このような一般会計等から地方公営企業への支出を「基準内繰入」と呼び、事業ごとに国で基準が定められています。

また、基準が定められていない一般会計から特に公共下水道事業会計への赤字補てん的な支出を「基準外繰入」と呼び、この基準外繰入を減らしていくことが課題となります。

3. 公営企業会計の特徴

公営企業会計は、現金の収入支出のみを把握する一般会計と異なり、その企業活動を正確に把握するため、複式簿記を採用しています。

公営企業会計は2つの予算をもっており、水道料金・下水道使用料の収入や施設の維持管理費や運営費などにかかる予算を収益的収支、上下水道施設の整備や改修などにかかる予算を資本的収支として区分しています。

(1) 収益的収支

水道事業及び下水道事業の経常的な活動で、
①水道料金や下水道使用料の収入がいくらあったのか
②水道水を作るため、汚水を処理するためにいくらかかったか
により、1年間の利益または損失を経理している予算です。

1年度中に発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用がここに含まれます。

したがって、減価償却費のような現金支出を伴わない費用についても収益的収支に含まれます。

(2) 資本的収支

水道事業及び下水道事業の設備投資に関する活動で、

- ①老朽化した上下水道施設の更新にかかる支出
 - ②新たな施設の整備にかかる支出
 - ③工事にかかる国等からの補助金や企業債の借り入れによる収入
 - ④過去に借り入れた借入金の元金償還金など
- を経理している予算です。

この予算から支出することで整備された上下水道施設などは固定資産となり、整備した年度以降に耐用年数に応じた減価償却費を計上することで、翌年度以降の収益的収支の費用となっていきます。

(3) 減価償却とは

水道水の供給に必要な水道施設、汚水を処理するための下水道施設は1年間のみで使い切ってしまうものではなく、一定期間にわたって使用することを想定して整備しています。

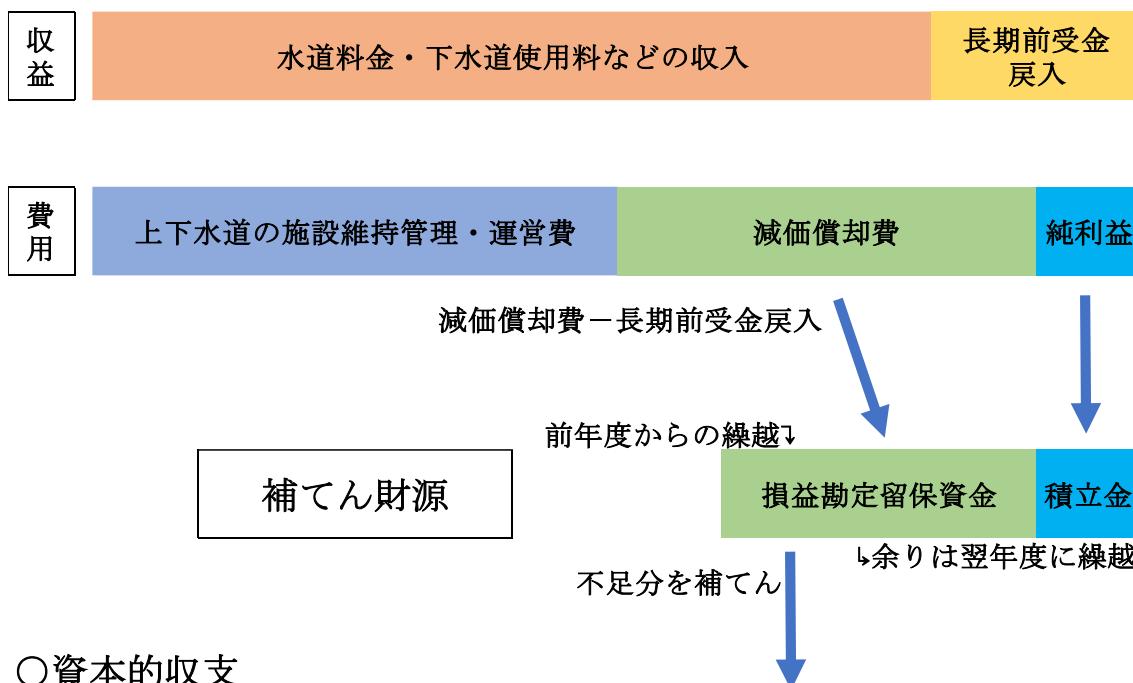
そのため、整備に要した費用については、整備した年度だけの費用とするのではなく、費用分を固定資産とし、その施設を使用すると見込まれる期間に割り振って費用として計上していく方法を減価償却といい、収益的収支の支出において減価償却費として計上してきます。

また、施設の整備に対して補助金等の交付を受けたり、民間による開発で整備された管路等の受贈を受けた場合は、その補助金分、受贈分を長期前受金とし、その対象となる固定資産の減価償却に合わせて、収益的収支の収入において、長期前受金戻入として計上していきます。

(4) 収益的収支及び資本的収支のイメージ

収益的収支及び資本的収支という2つの予算の関係は、次の図のようなイメージになります。

○収益的収支



○資本的収支



4. 水道料金、公共下水道使用料

(1) 設定の原則

地方公営企業法により、料金は次の原則により設定することとされています。

○公正妥当であること

○能率的な経営の下における適正な原価（費用）を基礎とすること

○地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの

(2) 根拠法令

水道料金及び公共下水道使用料の金額は市の条例で規定されていますので、これを変更するには市議会で可決されなければなりません。現行の料金・使用料体系を維持するか・変更するかは、市長からの諮問に対するこの審議会からの答申に基づいて、市として判断することになります。変更する場合は変更案を作成し、市議会に諮り、可決されれば変更後の料金・使用料の計算方法が適用されることになります。

(3) 算定方法

一般的に、次のような手順で算定します。

①財政計画を立てる

まず、現在の財政状況を確認し、将来の収入と支出の見込みを立て、事業運営上の財政基盤の健全性の観点から、現在の料金・使用料が将来において適正なものかどうかを検証するため、財政計画を立てます。

i) 料金・使用料算定期間を決める

何年先までの見込みを立てるかを決めます。概ね3年から5年とされています。

ii) 基本的事項の見込みを立てる

収入や支出の見込みの前提となる人口や給水量・汚水量などの見込みを立てます。

iii) 事業計画を立てる

現在の財政状況の検証を行い、将来の収入を見込むとともに、事業が安定的に持続できるよう、必要な施設の更新・改修や維持・修繕の計画を立てます。

iv) 財政計画（財政収支の見積り）を立てる

事業計画を実行する場合の収入と支出の見込みである財政計画を立てます。

②適正な料金水準の見込みを立てる

財政計画では、現行の料金・使用料体系による将来の給水量・汚水量等を見込んだ収入、必要な施設の更新・改修や維持・修繕の費用を見込んだ支出に、経営改善の視点からの検討を加えた状態となっています。この見込んだ財政計画が均衡していれば、現状の料金・使用料水準は妥当であると判断することができます。逆に均衡を欠いているようであれば、料金・使用料水準は適性を欠いているとの判断に至ります。収益において、赤字が続くとなれば引き上げの必要があり、黒字が続き、将来的の施設更新等を見据えても、剰余金が大きく余つくるようなことであれば、引き下げの必要があるということになります。

(4) 料金・使用料体系を決める

最後に適正な料金・使用料の見込みに基づいて、体系を決めます。

○木津川市の現行の水道料金体系

体系区分	口径	基本料金	基本水量	従量料金 (1m ³ あたり)	備 考
口径別	13 mm ～ 30 mm	1,000 円 ～ 2,600 円	あり 10 m ³	遁増型 11～30 m ³ 140 円 31 m ³ ～ 170 円	口径 30 mm以下は、一般家庭や小規模事業者を想定し、従量料金が発生しない基本水量を 10 m ³ に設定しており、比較的の使用水量が少ないと見込まれる高齢者や独居世帯への負担を軽減する一方、遁増型にしているため、使用水量の多い使用者には多くの負担を求める設定となっています。
	40 mm ～ 150 mm	3,500 円 ～ 48,000 円	なし	単一型 190 円	口径 40 mm以上は、大規模事業者を想定しており、基本水量がなく従量料金は 1 m ³ から発生します。従量料金は 190 円/m ³ と一般家庭向けに比べ、高い設定となっています。

○木津川市の現行の公共下水道使用料体系

基本 使用料	基本 汚水量	従量使用料 (1 m ³ あたり)	備 考
1,300 円	あり 10 m ³	遁増型 11～20 m ³ 145 円 21～30 m ³ 155 円 31～40 m ³ 165 円 41 m ³ ～ 180 円	従量使用料が発生しない基 本汚水量を 10 m ³ に設定し ており、比較的使用汚水量 が少ないと見込まれる高齢 者や独居世帯への負担を軽 減する一方、遁増型にして いるため、汚水量の多い使 用者には多くの負担を求める 設定となっています。

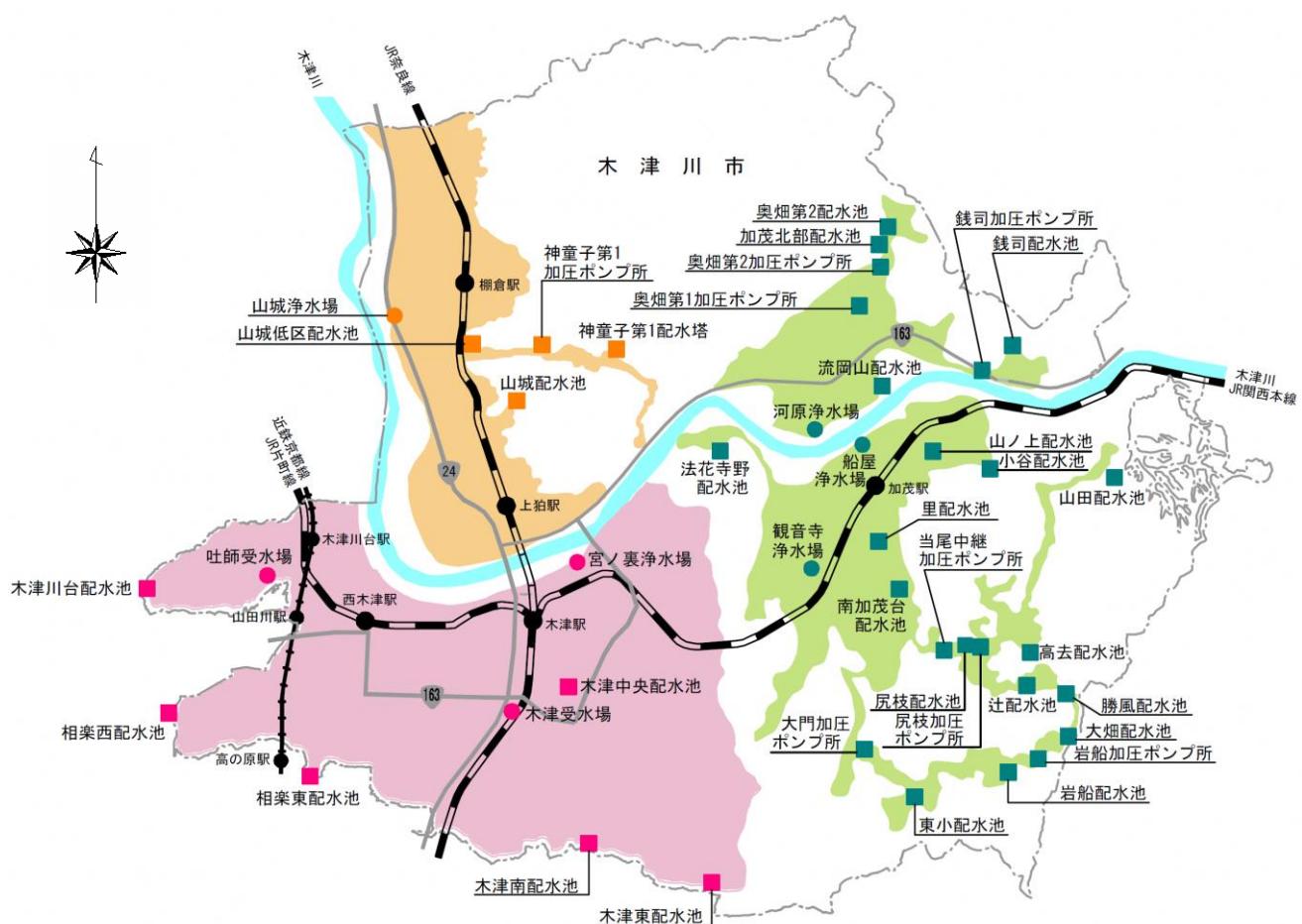
木津川市水道事業の概要

1. 沿革

本市の水道事業は、木津町・加茂町・山城町の合併により新市が発足した平成19年3月以降も、合併前の形態のままで運営してきましたが、平成24年4月に旧3町の水道事業を統合し、計画給水人口80,000人、計画最大給水量30,000m³/日とする木津川市水道事業となり、平成29年4月には簡易水道事業(瓶原地区簡易水道事業)を統合し、経営の一元化を実現し、現在に至っています。

2. 主な水道施設

本市では、浄水場は受水場を含め7施設、配水池は26施設、加圧ポンプ所は8施設を有し、管路総延長は約537kmとなっています。



○浄水・受水施設

地域	No	名称	水源	浄水処理能力 m ³ /日
木津	1	吐師受水場	京都府営水道（木津川表流水）	11,300
	2	木津受水場	京都府営水道（木津川表流水）	6,000
	3	宮ノ裏浄水場	浅層地下水	5,300
加茂	4	観音寺浄水場	深層地下水	5,400
	5	船屋浄水場	浅層地下水	1,100
	6	河原浄水場	深層地下水	800
山城	7	山城浄水場	深層地下水	4,000

浄水場 取水した地下水を浄水処理（ろ過・消毒）することで安全な水道水をつくる施設です。

受水場 京都府営水道から浄水（水道水）を受水する施設です。

京都府営水道 京都府営水道は木津川市を含めた京都府南部10市町に水道水を供給しています。木津川市が給水する水道水のうち、京都府営水道からの受水している割合は、木津地域で約80%、市全体では約60%となります。

○配水施設

地域	No	配水系統	配水池	施設数	容量
木津	1	吐師受水場	木津川台、相楽西、相楽東	3	8,458
	2	木津受水場	木津南、木津東、木津中央	3	15,368
	3	宮ノ裏浄水場	木津中央		
加茂	4	観音寺浄水場	南加茂台、東小、里他	11	4,279
	5	船屋浄水場	山ノ上、小谷	2	2,035
	6	河原浄水場	流岡山、加茂北部他	4	831
山城	7	山城浄水場	山城、山城低区、他	3	2,311

配水池 浄水場（受水場）から送られた浄水を一時的に貯留し、水の使用量に応じて配水量を調整します。配水池から配水管により各家庭等に配水されます。

○管路

管種	導水管	送水管	配水管	合計
延長 (km)	5.13	31.19	501.04	537.36

(令和5年度末)

導水管 取水井から汲み上げた地下水を浄水場へ導く管です。

送水管 浄水場でつくられた水道水を配水池まで送る管です。

配水管 配水池からお客様の建物などの近くまで水道水を配る管です。

給水管 配水管から各家庭等まで水道水を送る管です。

3. 人口、給水量

木津川市の人口は、全国的に減少するなか増加傾向にありましたが、将来推計人口においては、令和7（2025）年度にピークを迎え、それ以降は人口が減少に転じると予測されています。給水量は、給水人口が増加傾向にあったにもかかわらず、節水機器の普及等により近年の水需要は横ばい傾向にあり、令和2～4年度はコロナ禍の影響で在宅時間の増加等により、一時的に給水量が伸びたと考えられますが、その後は減少傾向にあり、給水収益も減少していくと予測されます。

			実績値		将来推計値		
			H29	R4	R9	R14	
行政区域内人口（人）			76,447	80,026	79,826	79,225	
給水人口（人）			76,378	79,974	79,781	79,182	
有 收 水 量	生活用	1人1日平均使用量(L)	237	240	235	232	
		1日平均使用量(m ³)	18,118	19,184	18,761	18,362	
	業務・営業用	1日平均使用量(m ³)	1,211	1,259	1,251	1,234	
		1日平均使用量(m ³)	610	751	716	716	
	その他	1日平均使用量(m ³)	747	652	577	577	
		計(m ³)	20,686	21,846	21,305	20,889	
1日平均給水量(m ³)			22,805	23,401	22,820	22,364	
1日最大給水量(m ³)			24,727	25,762	25,662	25,132	

有収水量 実際に料金徴収の対象となった水量です。

給水量 配水池から各家庭等に送り出した水量です。

4. 経営状況

○性質別収益的収支

水道事業は、近年黒字決算となっていますが、純利益は減少傾向にあり、令和6年度は赤字になる見込みです。現在着手している山城浄水場更新工事や今後予定している吐師受水場・観音寺浄水場・南加茂台配水池の大規模更新事業などにより、今後は減価償却費が大きく増えていき、また、京都府営水道に支払う受水費も増えていくことが見込まれ、経営は非常に厳しくなっていくことが見込まれます。

(単位：千円・税抜)

区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
1. 水道事業収益	1,767,737	1,819,694	1,810,582	1,793,666	1,767,734
1. 営業収益	1,183,780	1,230,860	1,226,236	1,219,326	1,210,874
1. 給水収益	1,175,459	1,223,726	1,220,410	1,214,513	1,204,987
2. 他会計負担金	1,863	1,877	1,878	1,882	1,882
3. その他	6,458	5,257	3,948	2,931	4,005
2. 営業外収益	583,957	588,834	584,346	574,340	556,860
1. 他会計負担金	8,589	13,919	7,760	7,501	7,268
2. 長期前受金戻入	514,981	515,216	513,561	502,097	490,720
3. その他	60,387	59,699	63,025	64,742	58,872
1. 水道事業費用	1,704,420	1,738,536	1,760,847	1,777,170	1,750,709
1. 営業費用	1,672,461	1,709,935	1,734,529	1,753,027	1,726,746
1. 人件費	168,218	186,411	192,449	175,280	154,013
2. 受水費	412,795	427,397	435,170	434,112	442,436
3. 動力費	108,212	102,476	110,270	138,796	114,906
4. 修繕費	44,655	64,382	72,998	90,640	91,259
5. 委託料	94,992	102,996	101,939	98,826	106,036
5. 減価償却費	780,616	784,905	777,502	752,434	771,913
6. その他	62,973	41,368	44,201	62,939	46,183
2. 営業外費用	31,959	28,601	26,318	24,143	23,963
1. 支払利息	30,237	28,138	25,990	23,830	23,646
2. その他	1,722	463	328	313	317
差引（損益）	63,317	81,158	49,735	16,496	17,025

○供給単価・給水原価

毎年度の収支状況としては、現在、水道料金収入が給水に要するコストを下回る「原価割れ」の状態にあります。今後、さらなる経費縮減を図るとともに、将来の施設更新の財源の確保を図っていく必要があります。

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
供給単価（円/m ³ ）	152.3	151.7	151.8	152.3	152.5
給水原価（円/m ³ ）	154.1	151.6	155.1	159.9	159.5
料金回収率（%）	98.8%	100.0%	97.8%	95.2%	95.6%
単価差（円/m ³ ）	△ 1.8	0.1	△ 3.3	△ 7.6	△ 7.0

供給単価 有収水量1m³当たりどれくらいの水道料金収入を得られているかを指す指標となります。

給水原価 有収水量1m³当たりどれくらいの費用（コスト）が掛かっているかを示す指標となります。

料金回収率 給水原価に対する供給単価の割合を示しており、この数値が100%を超えていると、水道事業に係る費用を料金収入で賄えていることになります。

○資本的収支

主な資本的支出となる建設改良費については、浄水場や配水池の設備や管路の更新のため、平成30年度から令和3年度及び令和5年は年間約4億円程度でしたが、令和4年度は山城浄水場更新工事の前払金の処理をしたこともあり、約12億円となっています。今後は、設備・管路の更新に継続的に取り組みつつ、令和8年度に完了予定の山城浄水場更新工事に引き続き、吐師受水場、観音寺浄水場、南加茂台配水池の大規模更新事業に順次着手していく計画であるため、建設改良費は大きく増額したまま推移していく見込みです。

5. 水道料金

木津川市の料金体系は、平成24年度に旧3町の上水道事業統合時に、統一料金に変更してから現在に至ります。現行料金の家庭料金モデル（口径20mm、20m³/月使用）では、平成30年度では京都府内団体（近隣奈良市含む）22市町中、ほぼ平均値程度でしたが、複数の事業体が料金改定を行ったことにより、現在は平均よりも低い値となっています。

木津川市 3,080円

平均値 3,268円 京都府内団体（近隣奈良市含む）22市町

※令和6年3月末時点

6. 木津川市新水道ビジョン

○計画内容

位置付け：将来の水道事業の方向性を指示するマスターplan

計画内容：水道事業の将来目標の設定、目標を達成するために必要な方向性及び具体的な施策、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」

計画期間：令和元年度から令和10年度まで

○策定等の経緯

当初策定：平成31年3月

中間改定：令和6年9月予定

※経営戦略の計画期間については、令和6年度から令和15年度まで

令和6年8月1日～30日：パブリックコメント

令和6年9月：中間改定版策定予定

木津川市公共下水道事業の概要

公共下水道事業の役割

- ・公衆衛生の向上や生活環境の改善【私的役割】
- ・公共用水域の水質保全【公的役割】
- ・浸水対策【公的役割】

公共下水道事業の沿革

本市の公共下水道事業は、平成19年3月12日に3町（木津町、加茂町、山城町）合併により、各町で既に取り組んでいました事業計画を継承し、3つの事業計画に基づいて整備を進めています。その中で、事業着手の早かった加茂町では計画区域内の整備をほぼ終えており、また、木津地域及び山城地域についても、令和8年度の概成を目指し整備を進めています。

公共下水道の整備状況

令和6年3月末現在、本市の下水道処理面積は合計1,551.2ヘクタールで、下水道普及率は93.9%となっています。本市には、一つの単独公共下水道事業、二つの流域関連公共下水道事業があります。

令和5年度末の普及状況

(令和6年3月31日現在)

行政区域内 人口(人) (A)	処理区域内 人口(人) (B)	処理区域 面積(ha) (C)	水洗化人口 (人) (D)	下水道普及率 (%) (B) / (A)	水洗化率 (%) (D) / (B)
79,528	74,682	1,551.2	70,711	93.9	94.7

単独公共下水道事業

加茂処理区公共下水道事業 【加茂地域】

加茂地域につきましては、昭和55年度に事業着手し、平成4年3月に供用開始を行い順次、普及拡大を進め計画区域内の整備は、ほぼ完了しています。汚水は加茂浄化センターで処理しています。

項目	計画	実績(平成5年度末)	供用開始： 平成4年3月
水洗化人口（人）	21,400	10,104	
事業計画区域の整備率（%）	—	97.0	
下水道普及率（%）	—	82.0	
処理能力水量(m ³ /日)	10,700	8,000	

流域下水道事業

京都府木津川上流流域関連木津川市公共下水道事業 【木津地域】

木津地域の関連する流域下水道は、京都府が事業主体となり、木津川上流域である1市1町（本市の木津地域及び精華町）を対象とし、昭和63年度に事業着手し、平成11年11月から供用開始を行っています。

木津地域での公共下水道事業は、平成元年度に事業着手し順次、普及拡大を図り、令和8年度の概成を目指しています。汚水は精華町にある木津川上流浄化センターで処理しています。

項目	計画	実績(平成5年度末)	供用開始： 平成11年11月
水洗化人口（人）	54,100	55,152	関連市町：木津川市、精華町
事業計画区域の整備率（%）	—	97.1	
下水道普及率（%）	—	97.0	
処理能力水量(m ³ /日)	48,400	32,300	

木津川市ののみの数値

京都府木津川流域関連木津川市公共下水道事業 【山城地域】

山城地域の関連する流域下水道は、京都府が事業主体となり、木津川下流域の6市2町（令和6年度現在：京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺

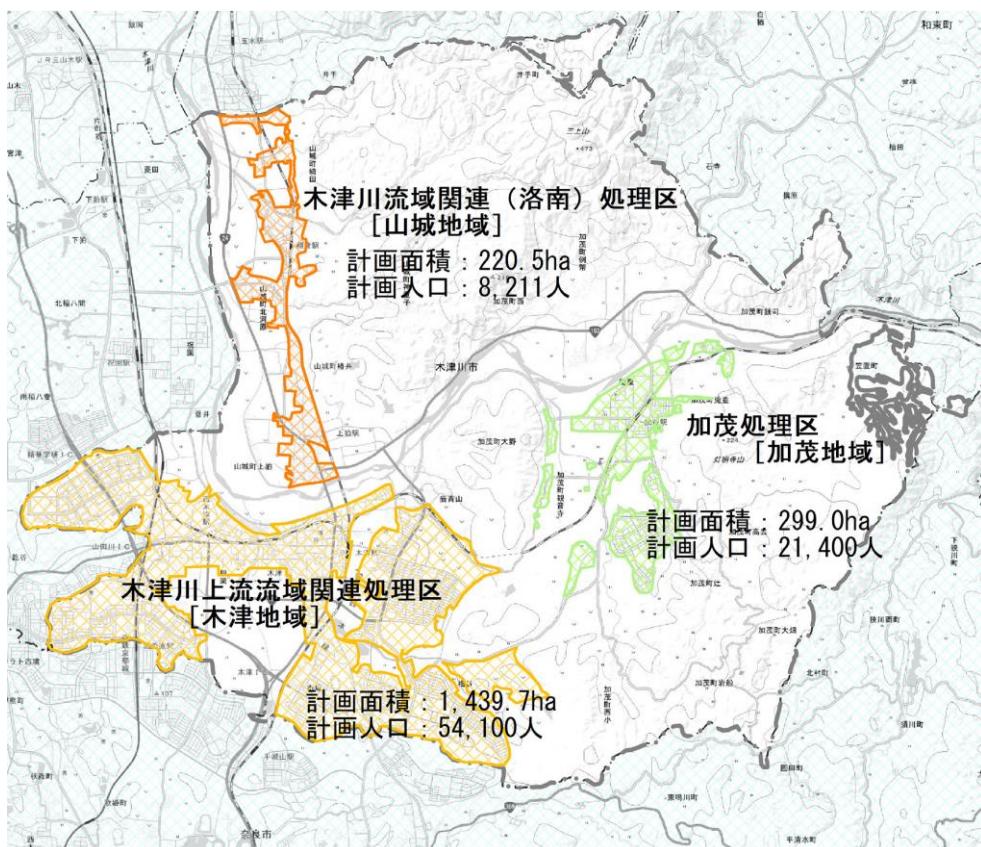
市、本市の山城町地域、久御山町、井手町) の区域を対象とした事業をされています。汚水は八幡市にある洛南浄化センターで処理しています。

当初、昭和50年度に都市計画決定し事業着手した際の対象区域は、木津川左岸流域の八幡市及び京田辺市の2市でしたが、昭和57年度には木津川右岸地域の京都市、宇治市、城陽市、久御山町及び井手町の区域を合併する計画変更を行い、昭和61年3月から供用開始。平成2年度に山城町(現 木津川市)の区域を加える計画変更を行い、整備を進めています。

山城地域での公共下水道事業は、平成3年度に事業着手し順次、普及拡大を図り、令和8年度の概成を目指しています。

項目	計画	実績(R5年度末)	供用開始：平成8年9月
水洗化人口(人)	8,211	5,455	
事業計画区域の整備率(%)	—	96.2	関連市町：京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町
下水道普及率(%)	—	89.6	
処理能力水量(m ³ /日)	210,300	152,700	

木津川市のみの数値



公共下水道事業の経営状況

○収益的収支の状況（科目別）

下水道事業会計は平成29年度の公営企業会計適用以降、収益的収支について、ほぼ黒字決算でしたが、一般会計からの繰入金により収支の均衡を保っている状況であったため、基準外繰入金の削減と公営企業の原則である独立採算に向けて、令和5年1月から使用料の改定を行ったことで、経営状況は一部改善されました。

しかし、今後も施設維持に係る費用や流域下水道負担金等の汚水処理経費の増加が見込まれ、厳しい状況が続くため、引き続き経営改善に努めることが必要です。

単位：千円・税抜

区分	R1	R2	R3	R4	R5
1. 下水道事業収益	2,310,716	2,313,458	2,228,718	2,242,846	2,300,401
1. 営業収益	859,301	903,486	908,429	921,340	1,070,263
1. 下水道使用料	837,742	882,488	885,961	900,795	1,048,445
2. 他会計負担金(基準内繰入雨水)	19,378	19,378	19,376	19,376	20,867
3. その他(手数料等)	2,181	1,620	3,093	1,169	951
2. 営業外収益	1,451,416	1,409,972	1,320,288	1,321,506	1,230,137
1. 他会計負担金(基準内繰入)	349,322	309,691	217,521	154,994	236,586
2. 他会計補助金(基準外繰入)	297,788	294,966	297,743	279,121	129,850
3. 長期前受金戻入	803,873	804,920	804,370	886,941	863,100
4. 雜収益	432	395	654	450	601
1. 水道事業費用	2,282,346	2,313,111	2,228,503	2,242,545	2,299,011
1. 営業費用	2,114,594	2,162,167	2,091,246	2,118,202	2,185,112
1. 管渠費	22,334	15,508	15,734	16,178	18,686
2. 処理場費	98,990	96,166	102,386	98,494	108,826
3. 雨水幹線維持管理費	0	0	0	0	1,687
4. 普及指導費	530	450	640	130	260
5. 業務費	55,248	49,756	54,885	56,996	56,351
6. 総係費	80,255	76,510	75,390	95,824	56,212
7. 流域下水道維持管理費	520,157	585,563	505,759	508,023	566,308
8. 減価償却費	1,337,080	1,338,214	1,336,453	1,342,558	1,353,635
9. 資産減耗費	0	0	0	0	23,146
2. 営業外費用	167,677	150,823	137,103	124,071	113,768
1. 支払利息	164,503	150,450	136,685	123,874	113,595
2. その他	3,175	373	418	197	173
3. 特別損失	75	120	154	272	131
1. 過年度損益修正損	75	120	154	272	131
(損益)	28,370	347	215	301	1,390

○資本的収支の状況

建設改良事業は、汚水整備の概成とともに、老朽化が進む施設の更新・改築等へ移行しつつあります。主な資本的収支は、汚水整備経費と供用開始から30年以上経過した「加茂浄化センター」の更新・改築経費の支出、その財源となる国庫補助金や企業債借入等の収入です。また、企業債の償還金に対しては、内部留保している損益勘定留保資金等を補填財源として充当しています。

○使用料単価・汚水処理原価

これまで、下水道使用料収入では、汚水処理に要する経費を賄えていない状況でしたが、令和5年1月に使用料改定を実施し、令和5年度の経費回収率は99.67%まで改善しています。ただし、汚水処理原価については、汚水処理経費の150円／m³超過分は一般会計からの公費負担（基準内繰入）となっています。

改定については、国の方針【下水道事業に対しては「20m³につき税抜3,000円の使用料徴収を最低限の経営努力とすべき】に基づき、使用料単価税抜約150円／m³となるように設定しています。

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
使用料単価（円／m ³ ）	125.18	125.06	125.00	128.04	149.51
汚水処理原価（円／m ³ ）	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00
経費回収率（%）	83.45%	83.37%	83.33%	85.36%	99.67%

使用料単価 使用料収入の算定対象となった汚水量1m³当たりどれくらいの下水道使用料収入を得られているかを指す指標となります。

汚水処理原価 使用料収入の算定対象となった汚水量1m³当たりどれくらいの費用（コスト）が掛かっているかを示す指標となります。

経費回収率 汚水処理原価に対する使用料単価の割合を示しており、この数値が100%を超えていると、汚水処理に係る費用を使用料収入で賄えていることになります。

木津川市公共下水道経営戦略の改定

公共下水道事業の経営状況・財務状況を明確にし、経営の健全性を確保するため、平成31年3月に策定した「経営戦略」の改定（計画期間は令和7年度から令和16年度まで）を行う予定です。

- ・パブリックコメントの実施：令和6年8月1日～30日
- ・改定時期：令和6年9月予定

6木業第494号
令和6年8月5日

木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会
会長 新川 達郎 様

木津川市長 谷口 雄一

水道料金及び公共下水道使用料について（諮問）

木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諒問事項

水道料金及び公共下水道使用料のあり方について

2 趣旨

水道事業は、「安全・安心な生活と快適な暮らしを支える水道」を基本理念として、安全で良質な水道水を安定供給し、健全な経営を維持できるよう努めてきたところですが、節水意識の高まりや今後の人口減少による給水収益の減少、物価高騰等の影響による経費の増加が見込まれるとともに、これまでに整備してきた施設が更新時期を迎えるなど多くの課題を抱え、今後は非常に厳しい経営状況になることが見込まれます。また、今年の1月1日に発生した能登半島地震では、断水により住民の生活に大きな支障をもたらし、改めて施設や管路の耐震化の必要性が認識されたところです。

公共下水道事業は、「公共水域の水質保全、生活環境の改善」を目的に事業を進めていますが、令和5年2月分から使用料の約20%の引き上げを行ったものの、水道事業と同様に今後の使用料収益の減少に加え、経費の増加も見込まれ、また、これまでの整備費用にかかる多大な起債の償還、現在実施中の加茂浄化センターの更新など、課題が山積している厳しい経営状況にあります。

今後、これらの諸課題に対応しながら、上下水道事業を安定的に継続するために、水道料金及び公共下水道使用料のあり方や経営基盤強化について、多角的な観点から貴審議会の意見を賜りたく諮問するものです。